

## 平成 29 年 9 月 定例教育委員会会議録

平成 29 年 9 月 定例教育委員会は、9 月 8 日（金）大府市役所 5 階 委員会室 1 に招集し、次のとおり審議した。

### ○出席した委員

二番席委員 西村 和子                      三番席委員 竹中 万里  
四番席委員 河合 昌和                      五番席委員 浅井 宣亮

### ○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、指導主事(3)、学校教育課長、協働推進生涯学習課長、文化振興課長  
学校教育課学校教育係長、学校教育課学校教育係主査、学校教育課学校施設係長、学校教育課放課後係長

### ○傍聴者

無し

### ○提案議案

- 議 案 第 51 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について  
52 号 (仮称)大府市いじめ防止条例及び関連規則について  
53 号 大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部改正について  
54 号 第 29 回 東海小学生バドミントン大会個人戦の後援申請について  
55 号 映画「母－小林多喜二の母の物語」の上映の後援申請について  
56 号 ファミリーの集いの後援申請について
- 報 告 事 項 1 号 小中学校現況報告について  
2 号 2017 年度 星城大学公開講座の後援申請について  
3 号 第 45 回「人権を理解する作品コンクール」の後援申請について

開会時間 午後 1 時 30 分

閉会時間 午後 2 時 55 分

発 言 者	要 旨
教育長	<p>改めましてみなさんこんにちは。本日もご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。朝夕めっきり秋らしく秋っぽくなってきたかなと思う今日この頃ですが、二学期の学校がスタートして一週間が経ちます。全国的に9月1日問題というのがありまして、こどもの心の中にいろんな思いが浮かんで学校へ行くかそれとも違う方法を取るかというような深刻な問題も日本には生まれておりますが、今のところ市内の事につきましてはそれに関わるような情報は入っていないというところですので。今週は、小学校が課外活動のバスケットとサッカーの予選をやっている最中で、今日、すべて決着がつきますので、明日、市の体育館とグラウンドで決勝大会という予定になっております。それでは、ただいまから、9月の定例教育委員会を始めさせていただきます。前回の会議録につきましては、先ほど、教育長室で承認をいただきました。ありがとうございます。今日は、永田委員はご都合により欠席されます。続きまして、私から教育長報告をさせていただきます。前回の8月の定例教育会が8月3日でしたので、それ以降の事につきましてかいつまんでご報告いたします。8月9日水曜日午後、市の教職員少経験者研修会がありました。118名の参加と聞いておりますので、市の教職員会の登録でいきますと485人の教職員がいますので、その四分の一くらいです。会場に入った途端に多いなと思いました。活気があふれてきてるとも言えますし、若い人が増えたことで諸々心配なこともあるかなとそんな風に思います。講師に大東小学校の養教の高野先生、それから、石ヶ瀬小学校の教諭の服部先生をお迎えして研修を行いました。8月15日火曜日ですが、中学生の海外派遣出発式が行われました。これで24回目です。毎年のことになりましたけども4つの中学校から20名の生徒。それから、引率の方は南中学校の西尾団長を始め4名の方に行っていただきました。8月24日に無事帰着ということで、今日この後、帰国報告会がありますが、帰ってきた、市役所の前に来た中学生の表情がとっても良くて弾んでいました。成功したなどそんな思いで受け止めた帰着の日でした。今日、この後、帰国報告会でまたお世話になります。よろしくお願ひします。8月17日木曜日、今度は小学生ですが、遠野市訪問団の出発式がありました。9つの小学校から20名の児童、そして、引率は神田小学校の木下団長以下4名ということで、翌朝、18日に出発しました。私も副市長と一緒に、子ども達とは別行動でしたけど遠野市へ行かせていただきました。大変すばらしい所だったなと強く印象に残っています。先方では、本田市長、それから、中浜教育長始め、みなさんから大変熱烈な歓迎を受けました。8月21日月曜日には無事帰着。やはり子どもたちも良い顔で帰ってきて、また一回りたくましくなったなと印象を受けました。8月22日火曜日の午前中、大府初の試みということで高校生議会が開かれました。20名の高校生ですけど、市内中学校出身の高校生、それから、市内の公立学校から推薦を受けて登場した高校生合計20名で、それぞれが議長・議員となって議会運営、それから一般質問を行い大変立派でした。私も、一般質問を受けましたが、あまりにその質問の中身も表現の仕方も良かったので、答弁する私の方が緊張したという、そういう高校生議会でした。企画として成功した取組だったと受け止めました。8月24日木曜日ですが市教職員夏季研修会を行いました。全員出席という事で毎年行っております。約450名近くになるかと思ひます。学校の防災、それから、防災教育の在り方について研修をしました。そして、9月1日ですが市制47周年記念式典が開かれまして、役場の前の庭のところには健康都市宣言を改めて石碑として作ったということで、健康都市宣言と、昨年、名乗りを上げた平和都市宣言、その石碑が役場の前の広場に設置されて除幕式が行われました。そして、9月6日水曜日ですが、9月議会が始まりました。10月5日までの30日間ということでスタートしております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>それでは議案の審議に入りたいと思ひます。議案第51号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を審議いたします。事務局ご説明をお願いします。</p>
協働推進 生涯学習課長	<p>議案第51号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>

発 言 者	要 旨
文化振興課長 学校教育課長	
教育長	この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。
浅井委員	はい
教育長	はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	一点確認なんですけれども、3ページの学校保健事業、13ページの文化財の保護、いずれも外部評価が平成27年度は◎のところ、28年度は○に変化している。これは、評価基準が上がったせいで○になっているのか、どんな原因で◎が○になったのか説明していただけますでしょうか。
教育長	事務局お願いします。
学校教育課	はい。直接な原因かは定かではありませんが、今年、1ページ目の前の表紙の裏を見ていただきたいと思いますが、外部評価者お二人の名前が書かれています。西淵様と時安様ということで、昨年と評価者がお一人交代されておりますので視点が変わったかなというところはあるかと思えます。事業内容として大きく変化したということではないのでそのあたりではないかと思えます。
教育部長	はい。
教育長	はい。教育部長お願いします。
教育部長	はい。加えまして、これまでやってきたことは同じ様にやってきて評価されてきたので、委員の期待値がさらに上がったのではないかと感じています。今までやってきたことを評価した上でそれならもうちょっと上を目指そうよというような事を言われ始めたのかなと感じております。
教育長	よろしいでしょうか。 その他いかがでしょうか。
河合委員	はい。
教育長	はい、河合委員お願いします。
河合委員	はい。今、浅井委員さんの文化財等云々ということになりますけど、私は、客観的に見てスタッフの数やお金のことも考えると、大変よくやっていると思います。部長さんのお話の様に評価者が変わって、私も評価者を2年間やらせていただいたことがあるのですが、視点が変わった、レベルが上がったということもあると思いますが、私はおそらく、外から見ていると、外部評価の最初に書いてあるように人的な充実という点からいえば、ほかの市町と比べるとやや弱いと思っています。しかし、膨大な予算が伴う事でありますから一概にはいえませんが、私は大変充実した事業を行っているという印象を持っています。もう一つです

発 言 者	要 旨
	<p>が、9ページの学校給食に関わる事業ですけれども、ここに中学校の学校給食の量をもう少し多くしても良いのではないかと、そのために少し給食費の値上げをという提案が書いてあるわけですが、具体的に指導主事さんたちが現場を回っている中で、中学校の方からそういう意見が出ているのかどうか教えていただきたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>指導主事</p>	<p>はい。学校訪問等、また、いろんな場面で学校の方を回らせていただいております。直接的に増やしてほしいという声は伺っておりませんが、食べっぷりを見ておきますと、私的な感想ではありますが、もう少し増やしてもいいのかなと思います。ただ、増やすと同時に食べられない子がどうなっていくのか、食べられなかった子がみんなで仲良く食べましょうという事で違う子に与えたりとか、そういう事もありますので、もう少し様子を見て考えていけたらと考えております。</p>
<p>河合委員</p>	<p>残菜の問題が、校長をやっている時から気になっていまして、今、各校の努力で、大府市は非常に残菜が少なくなっていると思うんです。これは、一つは自校給食でおいしい給食を提供してくださっていることもありますけど、指導主事がおっしゃられた様に、中学生の発達期でたくさん食べられるということも考えられるのですけれども、これが、給食費の値上げに理解が得られないこともあるかもしれないですね。そうすると、子ども達も、先生方も含めて、もう少し量を増やしたいという意見があれば、それに応えるようにして給食費の値上げも断行しなければならぬと思いますのでお聞きしました。</p>
<p>教育長</p>	<p>これからの検討課題になろうかと思えます。 その他いかがでしょうか。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>はい。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、竹中委員お願いします。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>2ページの学校総務管理事業について、唯一ここだけが評価のところがすべて改善の余地があるという△になっているけれども、これはやはりお金の問題でよりたくさん交付できればその方がいいけれども、無理があつて、もっと交付できるようにしたいという希望の「改善の余地」という事でしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>交付金・補助金は据え置いている面が多いと思います。大府の子ども・先生の数が増えてきている、そういう意味からするとひっ迫してきているのかなと思いますが、市全体の予算の事を考えると、安易に増やせないという台所事情がありますので、そういう意味では、子どもの増加に対して金額が追いついていないというところはあるのではないかと感じております。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。 その他いかがでしょうか。</p>
<p>西村委員</p>	<p>はい。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、西村委員お願いします。</p>

発 言 者	要 旨
西村委員	9ページの学校給食の運営について、昨日、環境課の環境審議会という会議がありまして、ここでごみの排出のことで、残菜を市のバイオマス発電施設で活用しているという事ですが、26年から28年だんだん少なくなっているのですが、市が活用するにあたって最低ラインというか、環境課から最低限の必要ラインというのはあるのでしょうか。
学校教育課長	最低というのは特になく、9ページ2番の事業内容のところで、(3)ごみの排出量減少の取り組みのところで、26年、27年、28年で残菜が減ってきている。これは、私どもとしてはよしとしている。一方で、バイオマスの方は残菜が多くても少なくても活用したいという思いがあるので、私たちとしては、出せるものだけはお出します。ただ、今までの処理よりも、バイオマスの方がお金がかかる面があります。しかし、お金がかかる中でもバイオマスを活用しようということで29年度からは活用している。環境課としては、食品ロスがないことに越したことはないが、出たものは活用していくスタンスなので、量のある程度求めているが、やたら無駄にしたものを求めている訳ではないので、切り詰めて出たものを活用していこうというのがバイオマスの発想だということでもあります。
教育長	はい、ありがとうございました。 いただいたご意見を今後の事務局の検討課題と受け止めさせていただいて、ご承認いただくということでよろしいですか。 それでは、議案第51号については、承認することよろしいでしょうか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第51号は承認いたします。 続いて、議案第52号「(仮称)大府市いじめ防止条例及び関連規則について」を審議いたします。ご説明をお願いします。
学校教育課 学校教育係主査	議案第52号「(仮称)大府市いじめ防止条例及び関連規則について」ご説明申し上げます。 (以下、提案理由等資料により説明)
教育長	前のご審議いただいた大府市いじめ防止基本方針とタイアップする形で防止条例を出させていただきました。市全体を挙げて、このいじめを無くしていこうという姿勢をこの条例で示していこうということにあらうかと思えます。基本的な理念は目的の前の前文のところに記載があります。 この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。
河合委員	はい。
教育長	はい、河合委員お願いします。
河合委員	こういういじめ防止条例のようなものを市町の教育委員会または市当局で作らなければならないことに、大変残念と同時に深刻さを深く感じわけであります。私も条例の検討・作成に携わった経験がないので、いまから申し上げることはピンボケかもしれないが、まず、形式的な問題から申し上げたいと思います。第2条に(2)(3)で学校教育法の引用があるわけではありますが、これは国の方のものもそうなのですが、昨年、学校教育法は一部改正をされている。最初に出た時の法律を書いておけばいいのか、平成28年5月30日一部改正ですので、こうしたことも入れておいた方がいいのではないかと思います。国が出した平成25年にはまだこれは出ていないので、市が条例として出すときには一部改正も挿入すべきというのが私の考え方であります。それから、第2条のところに、いじめと子ども・学校と

発 言 者	要 旨
	<p>いう概念規定の説明があるわけですが、一升空白になっていますが、例えばセミコロンを入れておくとか、そうした方がいいのではと思っております。それから、形式的なことと内容と関わることですが、第4条「子どもはいじめを行ってはならない」、国は「児童等」となっているが、子どもでくくっているので生徒も入っているということで、何かこれだけ突出すると、大人の方がもっといじめをするのではないか。さりとて「子ども等」とすべきかどうか。第1条と第8条の地域社会の責務ということを考えますと、子どもだけでなく、保護者・教師、もっと言うならば地域社会の問題、つまり大府市民全体がいじめはあってはならない、行ってはならないということでありますので、ここで「等」という言葉を入れることが適切かどうか判断できませんが、第1条と第8条を勘案しますと「等」を入れた方がいいと。つまり「子どもを含めて大府市民は」というような気持で制定すべきだと思っている。それから、前文のところ、後ろから3行目は大府市独自で入れていただいたということで、これは、大府市の条例として考えた時に苦心されたところだろうと思う。この第三段落目の3行目「実現を目指し」と1センテンスが非常に長くなっていてわかりにくいので、何とか2文にさせていただく工夫がないかと思います。それから、第1条「目的」の項目ですが、これも何行かにわたって、1センテンスになっているので、読んでいくと文脈の中での要旨がどこかに行ってしまう。ここもやはり2文にすべきではないかと思います。内容に関しては大変いいと思うが。私としては、大府市のいじめ防止条例として付け加えたところがクローズアップできるような形で文章を整えた方がいいと思っております。</p>
教育長	4点ご指摘をいただきました。事務局お願いいたします。
学校教育課長	<p>1ページ目の一番下の学校教育法の引用が二つあるところでございますが、昭和22年法律第26号と記載があります。条例の書き方としては制定した日付をいれるという形になりますので、この書き方が条例の常識となっている。但し、同じ記載が重複している部分は削除していく方向で検討したいと思います。2点目でございます。同じ条の第1項、用語の定義でございますが、いじめ・子ども・学校、コロンやセミコロンを入れたらどうかとご指摘いただきました。これも用語の定義の中では、空白を言葉の前後に入れて用語の改設するという形でございますが、条例の中でコロンは通常使わない形ですので、これも条例の形式だご理解をいただきたいと思っております。3点目でございます。2ページのちょうど中ほどでございます。いじめの禁止ということで、第4条子どもはいじめを行ってはいけないというシンプルな長文のところでございますが、子ども「たち」「等」の表現ではどうかという点については、用語の定義、1ページ目、第2条第2号の「子ども」の定義のところ、「学校教育法第1条に規定する小学校中学校に在籍する児童または生徒を言う」という言葉の定義をしているので、条例の中では「等」をあえて入れなくても児童・生徒を表現しているという形でございます。</p>
河合委員	<p>今の部分は理解したのですが、いじめという問題を解決していくためには、地域社会の責務という言葉が出てきているように、私は「子どもおよび大府市民は」という風にか書きたい。子どもの問題だけではないんだと分かってもらうためには、何とかしたいという気持ちなんです。但し、条例では、そういう言葉は使わないということであれば、このままでも結構です。</p>
学校教育課長	<p>大府市いじめ防止条例の基本方針をずっとご審議いただいていた。この中で、大府市の子どもの事について、ずっと審議いただいていたんですね。大府市教育委員会として、定められる条例がどこまでの範囲なのかということもあり、市民全体の条例とするのであれば、教育委員会発議ではなくて、市長部局の方でこの条例を作るとなると、子どもや大人、お年寄りまで含めた条例という事も範囲の中であると思っておりますが、ここで大府市教育委員会として提案しているのは、子どもに対するいじめについての防止の条例を作っていくところでありますので、ここでは市民全体を包括しているというよりも、子どもについてのいじめ</p>

発 言 者	要 旨
	の防止条例を作っていく。8条の地域社会の責務というのは、子どものいじめを無くしていくための地域社会の責務をうたっているものであるので、範囲を教育委員会としては、子どもについて防止条例を作っていくという趣旨でこの形となっています。
河合委員	現実問題として、教師が子どもにいじめをしたり、そういうことがあるわけです。法律上、課長が言う事も良く分かるので撤回させていただきます。
教育長	お気持ちは十分伝わっているので、撤回はなくても良いのかなと思います。ありがとうございました。ということで、子どもを守る、子どもに焦点を当てていくという事で良いでしょうか。 部長お願いします。
教育部長	先月の定例教育委員会の資料の中に、これの基となるいじめ防止対策推進法の条文が載っていると思います。第2条に、「この法律において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為」というものがいじめだというように法律で限定した形になっております。実際、これを受けて教育委員会が作る際に、河合委員が言われた様に、いじめをするのは子ども対子どもではないだろうというように、ちょっと広がっていったが、先ほど課長が申しましたように、教育委員会が作るという事であって、法の趣旨を受けていく中で、児童等という中には先生まで範囲を広げていく事も読んで読めないことはないので、今後の議論の中で子どもを子ども「等」とすることはあるかもしれないが、実務的にも詰めさせていただきたいと思います。22日の総合教育会議の時に、またこの議題を改めて提出させていただきます。その場では、最初の前文のところ、ここの理念的なものが、本市の条例の特筆的な部分として出してあるわけですが、ここの部分についても、今日の教育委員会と並行してまだ実務として、この中の文言を、もう少し大府市の独自性を理念の中に取り込んでいったらどうかという意見もございますので、少し検討している状況。この理念のところは、22日の会議では、少し文言が変わった形で、もう少し独自性を盛り込んだ理念的なものを受けて、本市としては条例で積極的に規定しながら取り組んでいくんだという姿勢を示せるようにできないかなと考えておりますので、少し、実務の方にお時間をいただければと思います。よろしくをお願いします。
浅井委員	はい。
教育長	はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	一つの解決策としては、条例の名前を「大府市子どもいじめ防止条例」としてはどうでしょうか。
学校教育課長	それも一つの案だと思う。意見として伺わせていただきます。
教育長	まだ、検討中でございますので、今日のところはご意見をいただいたと、また、それを受け止めて事務局で検討していくという事で、今日のところは経過についてご承認をいただくという事でよろしいでしょうか。
	(異議なし)
教育長	貴重なご意見ありがとうございました。

発 言 者	要 旨
	<p>続いて、議案第 53 号「大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部改正について」を審議いたします。ご説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課 放課後係長</p>	<p>議案第 53 号「大府市放課後児童健全育成事業実施規則の一部改正について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>はい。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、竹中委員お願いします。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>( )の中が同じ( )で括られているので、もう少しわかりやすく書く方法がないかと感じました。</p>
<p>学校教育課 放課後係長</p>	<p>大府市全体の条例・規則のルールでこの表記にしていますので、この形でお願いいたします。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 そのほかいかがですか。 それでは、議案第 53 号については、承認することよろしいでしょうか。</p>
<p></p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第 53 号は承認いたします。 続いて、議案第 54 号「第 29 回 東海小学生バドミントン大会個人戦の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課 学校教育係主査</p>	<p>議案第 54 号「第 29 回 東海小学生バドミントン大会個人戦の後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、特段なしということで、議案第 54 号については、承認することよろしいでしょうか。</p>
<p></p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第 54 号は承認いたします。 続いて、議案第 55 号「映画「母－小林多喜二の母の物語」の上映の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課 学校教育係主査</p>	<p>議案第 55 号「映画「母－小林多喜二の母の物語」の上映の後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)</p>



発 言 者	要 旨
教育長	この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。
浅井委員	はい。
教育長	はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	21 ページのパンフレットをみると、常滑市、常滑市教育委員会、中日新聞、日中友好、これが皆消してあるのですが、これはどういう意味があるのでしょうか？
学校教育課 学校教育係主査	申請をいただいた時には、これはまだ予定という形でいただいて、最近なのですが、チラシを新しく持って見えたので、その内容では、今のところ許可されているのが、半田市、半田市教育委員会、東海市、東海市教育委員会、知多市教育委員会、常滑市、常滑市教育委員会、中日新聞社、以上となっています。
教育長	知多市はでていない。知多市教育委員会はでている。
学校教育課 学校教育係主査	はい、知多市は、教育委員会だけが出ていて、知多市市長部局は出ていません。
教育長	今週の月曜日に幹部会がありましたよね。その折はどうでしたでしょうか。
教育部長	大府市は、申請者・連絡先に少し気になる部分があるという議論はありましたが、映画会そのものには特段反対する理由はないということで、大府市は後援許可しております。
河合委員	はい。
教育長	はい、河合委員お願いします。
河合委員	大府市教育委員会が半田で上映会をやるのに、教育委員会が推薦するメリットはあるのでしょうか。
教育長	主催者のメリットとしてはいかがでしょうか。
河合委員	事務局も大変だと思いますので。市の幹部会で議論して良いだろうという事でもありますので、教育委員会があえて反対すると教育長さんや部長さんがお困りになることもあるかもしれません。実行委員のメンバーを見せていただいて、何人か存じ上げている方も見えるものですから、いろんな思いがよぎりまして、どうしたものかなと家で悩んでおりました。
教育長	事務局お願いいたします。
学校教育課 学校教育係主査	知多地域で全員を限定しているという事で、知多半島の5市に後援をいただきたいということで申請に見えました。今回のこの会に関しては、今回の上映に関して発足した会であり、上映だけでその後何かあるわけでもないことは確認しています。
浅井委員	はい。

発 言 者	要 旨
教育長	はい、浅井委員お願いします。
浅井委員	この会は映画の上映が終わった段階で解散するというふうに理解していてよろしいでしょうか。
学校教育課 学校教育係主査	聞取りを行ったところ、そのようなことをお話しされていました。
教育長	はい、ありがとうございました。 そのほかいかがですか。 それでは、議案第55号については、承認することよろしいでしょうか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第55号は承認いたします。 続いて、議案第56号「ファミリーの集いの後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。
学校教育課 学校教育係主査	議案第56号「ファミリーの集いの後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)
教育長	これも、市長部局の方は？
学校教育課 学校教育係主査	市の方は、今回申請していないと聞いています。 市の方に申請されなかったのはファミリーの集いという事で、教育委員会のみでという話がありました。
西村委員	はい。
教育長	はい、西村委員お願いします。
西村委員	会場は刈谷という事で見送った方がいいのではないかと思います。
教育長	その他いかがでしょうか。
竹中委員	はい。
教育長	はい、竹中委員お願いします。
竹中委員	この前のかややく女性の集いは、場所は刈谷でも許可をしているのですよね。場所が刈谷だからということで許可をしないと、この団体としては「えっ何で」という事になるのではないかという気がしています。
教育長	はい、ありがとうございました。今回、市に申請が出されていないので、市として認める、認めないは出していませんが、この団体の実践については、受け止めていく方向に市はあります。

発 言 者	要 旨
	それでは、議案第 56 号については、承認することよろしいでしょうか。
	(異議なし)
教育長	それでは、議案第 56 号は承認いたします。 本日の議案は全て終了いたしました。 報告事項 1 号「小中学校現況報告について」事務局よろしく申し上げます。
指導主事	報告事項 1 号「小中学校現況報告について」報告。
学校教育課 学校教育係主査	報告事項 2 号「2017 年度 星城大学公開講座の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)
学校教育課 学校教育係主査	報告事項 3 号「第 45 回「人権を理解する作品コンクール」の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)
教育長	ありがとうございました。以上で終わります。 それでは、10 月の出席依頼について申し上げます。
学校教育課長	報告